

重要事項説明書（別紙） 指定訪問介護

重要事項を下記の通りと致します。

【指定訪問介護】

（１）基本報酬

地域単価	
その他	10.00円

イ 身体介護

区分		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
① 20分未満	/回	10.00	163	1,630円	163円	326円	489円
② 20分以上 30分未満	/回		244	2,440円	244円	488円	732円
③ 30分以上 1時間未満	/回		387	3,870円	387円	774円	1,161円
④ 1時間以上 1時間30分未満	/回		567	5,670円	567円	1,134円	1,701円
（④以降、30分を増す毎に加算）	/回		82	820円	82円	164円	246円

※1 ②～④に引き続き生活援助を行った場合、所要時間が20分から起算して25分を増す毎に加算される単位数も変更となります。
プラス65単位（195単位を限度）

ロ 生活援助

区分		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
① 20分未満 45分未満	/回	10.00	179	1,790円	179円	358円	537円
② 45分以上	/回		220	2,200円	220円	440円	660円

（２）加算

算定	項目		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
	特定事業所加算（Ⅰ）	/月	10.00	所定単位数×20/100		1割	2割	3割
○	特定事業所加算（Ⅱ）	/月		所定単位数×10/100		1割	2割	3割
	特定事業所加算（Ⅲ）	/月		所定単位数×10/100		1割	2割	3割
	特定事業所加算（Ⅳ）	/月		所定単位数×3/100		1割	2割	3割
	特定事業所加算（Ⅴ）	/月		所定単位数×3/100		1割	2割	3割
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			一月の総利用単位数の24.5%		1割	2割	3割

下記の加算で、○印のついた項目は、ご利用者ごとに提供するサービス内容に応じて加算されます。

○	2人の訪問介護員等によるサービス提供 ※1	/月	10.00	所定単位数×200/100		1割	2割	3割
○	夜間又は早朝の時間帯のサービス提供	/月		所定単位数×25/100		1割	2割	3割
	深夜の時間帯のサービス提供	/月		所定単位数×50/100		1割	2割	3割
○	緊急時訪問介護加算 ※2	/回		100	1,000円	100円	200円	300円
○	初回加算	/月		200	2,000円	200円	400円	600円
	生活機能向上連携加算（１）	/月		100	1,000円	100円	200円	300円
	生活機能向上連携加算（２）	/月		200	2,000円	200円	400円	600円

※1 通院等乗降介助を算定する場合、当該加算は算定されません。

※2 基本報酬の身体介護①～④を算定する場合に算定されます。

加算	算定要件
2人の訪問介護員等によるサービス提供	利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合、又はこれらの行為に準ずると認められる場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護の行った場合に加算されます。
夜間又は早朝の時間帯のサービス提供	夜間（午後6時から午後10時まで）、早朝（午前6時から午前8時まで）に指定訪問介護を行った場合に加算されます。
深夜の時間帯のサービス提供	深夜（午後10時から午前6時まで）に指定訪問介護を行った場合に加算されます。
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき24時間以内に行った場合、サービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護（身体介護中心型に限る）を緊急に行った場合に加算されます。
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回サービス利用日と同月内に、サービス提供責任者が指定訪問介護（同行訪問含む）を行った場合に加算されます。
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	●訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること ●当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことにより加算されます。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問している場合に加算されます。
特別地域訪問介護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はサテライト事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に加算されます。
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たりの延べ訪問回数が200回以下である事業所又はサテライト事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に加算されます。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、事業所が定める通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算	事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員のキャリアアップ要件、月額賃金改善、職場環境等を実施している場合に加算されます。

加算	算定要件
特定事業所加算（Ⅰ）	①体制要件②人材要件（（ア）（イ）両方）③重度対応要件（ア）①②③の全てに適合すること
特定事業所加算（Ⅱ）	①体制要件②人材要件（（ア）（イ）いずれか）①②の両方に適合すること
特定事業所加算（Ⅲ）	①体制要件③重度対応要件（ア）①③の両方に適合すること
特定事業所加算（Ⅳ）	①体制要件②人材要件（ウ）③重度対応要件（イ）①②③の全てに適合すること
特定事業所加算（Ⅴ）	①体制要件②人材要件（エ）①②の両方に適合すること

【体制要件】

- （１）訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- （２）利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- （３）利用者情報の文章等による伝達、訪問介護員等からの報告
※直接面接しながら文章を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能
- （４）健康診断等の定期的な実施
- （５）緊急時等における対応方法の明示

- （６）病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等
- （７）通常の事業の実施地域内であって中山間地域等（※１）に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること
- （８）利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること

【人材要件】

- （９）訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が３０％以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の占める割合が５０％以上
- （１０）全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者
- （１１）サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置していること。
- （１２）訪問介護員等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が３０％以上であること。

【重度者等対応要件】

- （１３）利用者のうち、要介護４、５である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が２０％以上
- （１４）看取り期の利用者（※２）への対応実績が１人以上であること（併せて体制要件（６）の要件を満たすこと）